

令和7年度第5回 徳島地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和7年9月1日(月) 午前11時50分～午後0時29分
場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 (徳島労働局)
(徳島市徳島町城内6-6)

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員
(労側委員) 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員
(使側委員) 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

- (1) 徳島県最低賃金改正審議について
- (2) その他

4 議事

○事務局(賃金室長)

それでは、定刻となりました。段野会長に会の進行をお任せしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○段野会長

皆様、お待たせいたしました。

それでは、令和7年度第5回徳島地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様、本日もよろしくお願いいたします。

事務局は、本日の委員の出席状況、公開状況について報告をお願いいたします。

○事務局(賃金室長)

当審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3の2である10名以上の出席または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となっております。本日は、15名全員の委員の出席が確認されております。本審議会は成立していることを報告いたします。

また、本日の審議会は、審議会運営規程第6条に基づき公開しており、本日は20名の傍聴があります。傍聴人の方は、傍聴の注意事項を守っていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○段野会長

それでは、議題1、徳島県最低賃金改正審議についてですが、審議に入る前に、事務局より伝達事項等がありますか。

○事務局(賃金室長)

お手元にお配りさせていただいている資料をご覧くださいと思います。

資料No.1と資料2がございます。こちらは、8月28日に徳島県から労働局長及び当審議

会会長宛てに要請があり、労働局長が要請書を受け取りましたので、紹介いたします。

配付しております資料の大きなページ番号の1ページ、資料1をご覧ください。

こちらが後藤田知事からの要請書の写しとなっておりますので、ご確認いただけたらと思います。

専門部会委員の皆様には、8/28開催の第2回地賃専門部会においてご報告しておりますが、他の委員の方々には初めてのご報告になりますので、要請内容について読み上げさせていただきます。

○事務局（賃金室長補佐）

要請内容を読み上げさせていただきます。

最低賃金改定に関する要請書

最低賃金の引上げは、未来を担う高校生、大学生などの若者をはじめ、障害者、シルバー人材としての高齢者、外国人など、全ての方々の賃金上昇をもたらし、安心して暮らせる社会の実現につながるものであります。

昨年度、本県の最低賃金については、全国最大の引上げが実現しました。これは、審議会において、法定3要素を考慮した本県の全国的な立ち位置が中位より上に位置しているとの見解を示していただいた結果であり、英断に感謝いたします。

一方、本県の賃金水準は、隣接する兵庫県や大阪府など、賃金の高い関西圏と比較し、依然として大きく劣後するため、さらなる引上げがなされなければ、人口流出抑制、人材確保、地域経済の持続可能性の確保は困難であります。

また、最低賃金の水準は、本県産業の発展にとって重要な要素であり、物価上昇が続く中、これを上回る賃金の継続的な上昇は、消費拡大による賃金と物価の好循環、経済成長につながるものであります。

さらに、国の経済財政運営と改革の基本方針2025では、賃上げこそ成長戦略の要との考え方に立って、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現し、最低賃金を2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向かってたゆまぬ努力を続けるとされています。

加えて、本県内のハローワークにおける募集賃金の下限平均が時給で1,100円程度であることも審議の参考としていただきたいと考えております。

これらを考慮し、引き続き昨年度に整理された本県の全国的な立ち位置として、中位より上が維持されるよう積極的な引上げをお願いいたします。

令和7年8月28日徳島労働局長亀井崇様

徳島県知事後藤田正純

以上となります。

○段野会長

それでは、続きまして審議に入りたいと思います。

徳島県最低賃金につきましては、8月21日より専門部会を4回開催いたしました。慎重に審議を進めてまいり、全委員の皆様のご努力により全会一致というすばらしいところで決着をいたしました。

事務局は、専門部会の報告写し、答申文の写しについて配付をお願いいたします。

こちらについて簡単に説明をさせていただきます。

なお、答申文も報告文も中身は同じものとなっております。

まず、最低賃金額についてですが、別紙1をご覧ください。

現行の980円を66円引き上げ、1時間当たり1,046円となりました。発効日につきましては

は、令和8年1月1日となりました。

また、附帯決議に関しまして、昨年度は別紙に記載していたところなんですけれども、今年度はこれまでの委員の皆様のご意見を踏まえまして、主要な事項を盛り込み、絞り込んで本文中に記載をしております。

専門部会で全会一致となった場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用いたします。専門部会の決議をもって本審の決議とすることが第2回の本審で決議されていることから、今申しあげました内容で答申させていただくことになります。

報道機関の方々の撮影についてですが、答申文の受渡しの際の撮影については認めることといたします。

事務局は、報道機関の方々の誘導をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

（段野会長から亀井労働局長に答申文が手渡される。）

報道機関の方々におかれましては、以後の撮影についてはご遠慮いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま会長から答申をいただきました、亀井局長より一言ご挨拶申し上げます。

○亀井労働局長

改めまして、徳島労働局長の亀井でございます。

ただいま答申をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今年も、国から過去最大63円、率にして6.4%という高い目安額が示される中で、7月から本日に至るまでに5回にわたりお集まりいただきまして、また4回に及んだ専門部会のご議論と併せて大変難しい審議を尽くしていただきました。

振り返りますと、昨年度、法の3要素に基づいた上で、他の都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とするという考え方をおまとめいただきまして、全国最大84円の引上げ額を答申いただきました。このことに対しまして、全国からの注目、また県内においてもそれぞれのお立場から強い期待が今年も寄せられました。

そのような労使それぞれが昨年以上に難しい状況の中で、昨年に引き続いて徳島県の立ち位置を踏まえた真摯なご議論をいただきました。そして、現在、また将来にとって徳島県によりよい最低賃金額を答申いただいたと受け止めております。委員の皆様に対しまして心より御礼を申し上げます。

答申をいただきました上は、所定の手続を踏みまして、その内容にそって今年度の最低賃金を決定させていただきます。附帯決議の内容につきましても、適切に対応させていただきます。

また、徳島労働局といたしましては、新しい最低賃金額の周知と確実な履行確保に最善を尽くすことはもちろん、地域の行政をはじめとする関係機関と密に連携いたしまして、中小企業、小規模事業者、そこで働く皆様に対する支援に全力で取り組んでまいります。

以上、答申を受けての私からのご挨拶とさせていただきます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

○段野会長

ありがとうございました。

それでは、事務局は答申後の手続の説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

今後の手続についてご説明をしたいと思います。

本日、最低賃金法第11条第1項に基づき、答申の要旨を局掲示板に公示します。また、異議に関する審議を開催する必要がありますが、これについては、事務局において事前に委員の皆様のご予定を確認しており、最も多くの委員の皆様がご出席いただける、9月17日の水曜日、午後3時からこの会議室で開催したいと考えていますが、いかがでしょうか。

○段野会長

では、異議申立ての審議につきまして、事務局より9月17日の午後3時から開催する申出がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございました。

それでは、異議に関する審議を9月17日、午後3時からこの会議室で開催しますので、委員の皆様はご参集くださいますようよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、委員の皆様、何かご意見等ございましたら挙手をよろしくお願いいたします。

辰巳委員、よろしくお願いいたします。

○辰巳委員

まず、使用者の皆さん、私どもがいろいろ議論していた長い間、専門部会にお付き合いいただき、どうもありがとうございました。

私は納得していませんので、一つ事務局に質問と、公益委員の皆さんに対してご意見を聞きたい点があるので、今ちょっと発言させていただきます。

まず、今日、うちのほうでどうするかという、決着というか、最後、決めかねるので、お願いしていたのが、今日決めるんじゃないくて、もともと予定していたスケジュールで延ばしてもらえないかという議論を少しさせていただいたと思うんですが、先ほど事務局が言われたように9月17日は決まっていた。9月9日というのも予定に入れておいてくれと決まっていた。けれども、これは絶対駄目だというふうなことで、議論にもしてもらえなかったと。もともと調整していただいていたんじゃないんですか。9月9日と17日と18日と。事務局から指示を受けて、去年のこともあるから、しっかりと議論した上で決めてほしいということでしたにもかかわらず、そこはできへんということとは、まずどういうことだということを質問させてください。

○事務局（労働基準部長）

お答えをさせていただきます。

事務局としては、審議がどのような状況になるのか分からないので、一番最初には多め

に日数の確保をお願いしていたところでございます。ただ、ご案内のとおり、公労使、皆さん非常にお忙しい中、お集まりいただくこととなりますので、審議をやる予定がなくなった日については、順次、その日は確保いただく必要がなくなった、ということで各委員にご案内をさせていただいているところでございます。

○辰巳委員

非常に審議する必要があったんですね。

でも、決まったものは受け入れていますよ、当然。法律等で決まっているから。昨年、公益の皆さんに見解をいただいた中位相当のところであれば、68円ぐらいは必要じゃないかというのが、私たち労側の意見でした。

今回、このように決着したときに、まして発効日が1月1日、極端な引上げ額だったら発効日は1月1日でも、ということで以前発言したけれども、今、全国が決まっている中でここまで遅らせる必要があるのかと。もう一つは、今回はプラス3円という形で決めましたけれども、ここのところを決めたことで、公益の皆さんはどのように思われているかというのを聞きたいなと思うんです。

去年の絶対に中位を目指すということの見解からいくと、5円ではないかというのが私の意見ですので、これは来年の審議に関わることなので、例えばこれを目指していかなあかん、本審の中でも、この数字が必要だとかという意見があったと思いますので。例えば、こういうところの数字をチェックしていかなあかん、県にお願いせなあかん、国からの数字は山ほどありますから、ということも踏まえてご意見をいただきたいというのがお願いなんです、お願いできないでしょうか。

○段野会長

ありがとうございます。

データをいろいろとお示ししたかと思います。直近のデータといいましても2024年4月とか、そういったデータなんです。なので、昨年度の最低賃金の引上げの影響が反映されるのは、実質的には来年だと思っておりますので、そういったところの状況を踏まえながら、昨年度、一気に上げましたので、その状況を考えながら、引上げの幅やスピードを考えるとところが公益の考え方です。

それに、中小企業、小規模のデータというのがありませんので、そのところも、データ開示等について事務局に求めながら、皆さんで意見の調整をしたいと考えています。

○辰巳委員

それともう一つ、段野会長。1月1日、遅くないですか。

○段野会長

それは労使の方で決めていただきましたので。

○辰巳委員

決めたのでいいんですけれども、遅くないと思われませんか。

○段野会長

今回は公益の見解をお示しする必要はございません。あくまでも労使で決めていただきましたので、その結果につきまして、公益もそれを認めたということです。

○辰巳委員

皆さん、米澤さんとかも、何か一言。

○脇田委員

言う必要はない。

○辰巳委員

言う必要はないかもしれないけれども。

○脇田委員

労使で決まったんだから、言う必要はない。

○辰巳委員

意見を聞いているだけなんで、言う必要がないというなら、公益の皆さんから言う必要はないと言うてください、ということを聞いています。

○段野会長

最低賃金は労使合意で決めていただくのが望ましいところですが、それで折り合いがつかなければ、公益委員の見解を示して採決に至ることもあります。公益としては労使で決まったものに関しましては尊重したいと考えていますので、今の段階で公益がどうだこうだということは差し控えたいと思っております。

○辰巳委員

ということで、段野さんが今言っていたいた、データに注意せよといったことを、また来年のために生かしていけたらいいなと思ったので。ありがとうございます。

○段野会長

ありがとうございます。ほかの委員の方はよろしいでしょうか。脇田委員、お願いいたします。

○脇田委員

結構大変な協議でしたけれども、労側の皆様にもご協力いただき、それから公益の委員の皆様にも当然のことながら、それから、事務局の皆さんには、非常なご苦勞をかけたと思います。本当にありがとうございました。

最低賃金法という趣旨からして、公労使が、労使がやはり一致するというのが非常に重要だと私は思っていますので、今回の結果、労使合意できたということは、非常にうれしいというふうに思っています。

以上です。ありがとうございました。

○段野会長

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。横井委員、お願いいたします。

○横井委員

私は、専門部会には参加していなかったんですけども、ちょっと確認をしていきたいところで、昨年のプラス84円といったところが、すごく高い水準という話が出ておりましたけれども、来年にならないと、その結果というところが出てこないというところがお話しされていたと思いますので、まず、来年の審議のためのお願いとしては、この結果、84円がどういう影響があったのかといったところはしっかりと出してほしいなといったところはお願いをしておきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

あと、もう一点、先ほど辰巳委員からもありましたように、もともと昨年に中位よりも上であるという話があったと思いますけれども、その中で、どういったところの水準を見て、中位より上といったところを、来年以降も継承していくのかどうかといったところが、私が専門部会に入っていなかったで、そのあたりが分からないところもありますので、どういった視点で見ていくべきかというところを教えてくださいたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○段野会長

徳島県の立ち位置についての考え方というのは踏襲していくべきかなと思います。振り返りながら、スピード感とか幅を皆さんで考えていく必要がありますので、そちらの立ち位置についても、その辺を考えながらまた見ていく必要があるかなと思っております。

○横井委員

ありがとうございます。

考え方は踏襲していくべきとのことで。

以上になります。

○段野会長

ほかはよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野会長

では、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

事務局からは特にございません。ただ、委員の皆様への感謝の気持ちでいっぱいでございます。

○段野会長

ありがとうございます。ほかにご意見とか伝達事項がないようでしたら、これで閉会といたします。まだ異議審が残っておりますが、委員の皆様、本当にお疲れさまでした。全会一致というすばらしい審議をいただきまして誠にありがとうございました。